

あなたの身近なパートナー

オムロン 団体保険

2025年度版

保存版

保険金請求に備えて
ご家庭で保管して
ください。



「もしも・・・」のときに皆さまの生活を守る制度です。

団体医療保険（新・団体医療保険）／団体傷害保険（傷害総合保険）

弁護のちから（新・団体医療保険）／ゴルフ保険（傷害総合保険）

団体介護保険（新・団体医療保険）／個人賠償責任プラス（傷害総合保険） **約28%割引***

* 割引率の適用につきましては、P.3 をご覧ください。

申込

締切日 **2025. 6. 30**(月)

保険

開始日 **2025. 9. 1**(月)

オムロン株式会社

重要なお知らせ

■ 団体ゴルファー保険 にご加入の皆さまへ

近年の受取り保険金の増加を受け、保険料の引き上げ改定となっております。
保険料があがりますので更新に際し、本パンフレット（P.20）を必ずご確認ください。

■ 告知書の改定について

2024年度契約より緩和型告知書（すべての告知質問に該当しない場合は加入可能）に変更され、
シンプルで、わかりやすくなりました。
以前、告知内容により加入できなかった方も改めてご検討ください。

お申込み・契約内容のご確認はWebサイトで

（Webサイトからのお申込みは表紙記載の申込締切日までとなります）

損保ジャパンサイト

https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=_pDxRymWz1oF1rOISbUjLWlwLCIhFi5pgZiW3UbzUJMY=



「積立式共済年金保険」のみ 日本生命サイト

<https://n-omron.smktg.jp/public>

（＊）団体コード入力画面が表示された方は
0050001505 を入力してください。



更新について

前年度加入内容と同等の条件で、継続加入いただく方については、特にお申し出のないかぎり「自動継続」となります。継続されない場合または前年と条件や記載内容を変更される場合は、
団体保険窓口 OLI保険 までご連絡ください。最終ページをご参照ください。

目 次

団体医療保険	4
団体介護保険	8
団体傷害保険 個人型	10
団体傷害保険 家族型	14
個人賠償責任プラス	18
団体ゴルファー保険	20
弁護のちから	22
積立式共済年金保険	26

【型コード表】

型コード	保険名	ページ
DA01	団体傷害保険 個人型	10
DA10	個人型 携行品補償付	12
DB01～05	団体傷害保険 家族型	14
DB10	家族型 携行品補償付	17
DC01	個人賠償責任プラス	18
DD01,02	弁護のちから	22
DW01	団体介護保険 介護一時金支払特約	8
DX01	親孝行一時金支払特約	8
DY30,50,80	団体医療保険 基本（病気・ケガ）	4
DZ05,30	基本（がん）	5
D1	オプション がん診断保険金	6
D2	オプション がん外来治療保険金	6
D3	オプション 先進医療等費用	6
D4	オプション 三大疾病診断保険金	6
D5	オプション 抗がん剤治療保険金	6
GA,GB,GC,GD,GAN,GBN,GCN,GDN	団体ゴルファー保険	20

【割引率について】

このプランは、前年のご加入人数により決定した団体割引20%および過去の損害率による割引10%を適用した保険料となっております。

【各商品の取扱いについて】

保険名	保険開始日	保険料振替	中途加入	ご退職時
団体医療保険	9月 1日	10月より毎月	一部可	継続可
団体介護保険	9月 1日	10月	一部可	継続可
団体傷害保険 個人型・家族型	9月 1日	10月より毎月	可	継続可
個人賠償責任プラス	9月 1日	10月	可	継続可
弁護のちから	9月 1日	10月より毎月	一部可	継続可
団体ゴルファー保険	9月 1日	10月	可	継続可
積立式共済年金保険	9月 1日	9月より毎月	不可	【定年退職時】 年金の受取り（一時金の受取りも可） 【中途退職時】 ・満50歳以上かつ加入期間10年以上の場合、15年保証期間付終身年金の受取り（一時金の受取りも可） ・上記以外は脱退（一時金の受取り）

団体医療保険(1年更新型)

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険)



【保険期間】 2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで1年間

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

基本補償内容

病気・ケガの補償

< 入院 >



- 【病気・ケガ】 日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- 【病気】 1回の入院で180日までお支払いします。
- 【ケガ】 1事故で180日までお支払いします。
- 【病気】 ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償します。

< 手術 >



- 【病気・ケガ】 手術を受けたとき（一部の軽微な手術は対象外）以下の金額をお支払いします。

<重大手術> 入院保険金日額の40倍

<重大手術以外> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍

外来の手術：入院保険金日額の5倍

< 保険金額と(月払)保険料 >

型コード		DY30	DY50	DY80
入院 保険金日額		3,000 円	5,000 円	8,000 円
ご加入年齢	満 0～24 歳	390 円	650 円	1,030 円
	満 25～29 歳	480 円	790 円	1,260 円
	満 30～34 歳	550 円	920 円	1,460 円
	満 35～39 歳	580 円	960 円	1,530 円
	満 40～44 歳	610 円	1,020 円	1,610 円
	満 45～49 歳	730 円	1,200 円	1,910 円
	満 50～54 歳	900 円	1,480 円	2,350 円
	満 55～59 歳	1,220 円	2,030 円	3,220 円
	満 60～64 歳	1,610 円	2,670 円	(継続のみ) 4,270 円
	満 65～69 歳	2,290 円	3,810 円	(継続のみ) 6,080 円
	満 70～74 歳	(継続のみ) 3,350 円	(継続のみ) 5,570 円	(継続のみ) 8,900 円
	満 75～79 歳	(継続のみ) 4,440 円	(継続のみ) 7,380 円	(継続のみ) 11,800 円
	満 80～84 歳	(継続のみ) 6,520 円	(継続のみ) 10,860 円	(継続のみ) 17,360 円
	満 85～89 歳	(継続のみ) 9,140 円	(継続のみ) 15,210 円	(継続のみ) 24,320 円

(保険期間：1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約セット・月払)

- 治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術以外の外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い（1回の手術につき）。

※一部の軽微な手術は対象外となります。

- 60歳以上の方は、新規に「DY80」にはご加入いただけません。「DY30、DY50」をご選択ください。

- 保険料に関する注意点は P.7<保険料について> をご参照ください。



オムロングループ内での最近の保険金お支払例 身近なところで事故が発生しています！！

- ✓ 過去1年間でグループ団体医療保険で保険金支払実績 32件 約255.9万円の保険金のお支払いがありました。
- ✓ お支払例 60代社員：DY50（入院保険金日額5,000円）に加入
がんになり17日間入院、手術1回を受けたとき
お支払保険金 28.5万円 （内訳）・入院保険金 5,000円×17日＝8.5万円
・手術保険金（重大手術の入院中の手術）5,000円×40倍×1回＝20万円



基本補償内容

がんの補償

< 入院 >



- 「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から日数無制限でお支払いします。

< 手術 >



- 「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき（一部の軽微な手術は対象外）以下の金額をお支払いします。（1回の手術につき）
 <重大手術> 入院保険金日額の40倍
 <重大手術以外> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍
 外来の手術：入院保険金日額の5倍

< 保険金額と（月払）保険料 >

型コード		DZ05	DZ30
がん入院 保険金日額		500 円	3,000 円
ご加入年齢	満 0～24 歳	20 円	20 円
	満 25～29 歳	20 円	20 円
	満 30～34 歳	20 円	30 円
	満 35～39 歳	20 円	50 円
	満 40～44 歳	20 円	70 円
	満 45～49 歳	30 円	120 円
	満 50～54 歳	40 円	200 円
	満 55～59 歳	50 円	280 円
	満 60～64 歳	70 円	420 円
	満 65～69 歳	110 円	610 円
	満 70～74 歳	（継続のみ）140 円	（継続のみ）790 円
	満 75～79 歳	（継続のみ）160 円	（継続のみ）910 円
	満 80～84 歳	（継続のみ）160 円	（継続のみ）930 円
	満 85～89 歳	（継続のみ）160 円	（継続のみ）940 円

（保険期間：1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット・月払）

- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。
- 治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術以外の外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い（1回の手術につき）。
※一部の軽微な手術は対象外となります。
- 保険料に関する注意点は P.7 <保険料について> をご参照ください。

がん診断保険金

- 1 回目：初めて「がん」と診断確定された時にお支払いします。
- 2 回目以降：「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払いします。

※2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしません。保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的とし継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

ご加入初年度の保険期間の開始日から該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

がん外来治療保険金

- 「がん」と診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、1 2 0 日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1 日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。

※ご加入初年度の保険期間の開始日から該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

※基本補償 がんの補償＜DZ05 500円＞の方はご加入いただけません。

先進医療等費用

- 病気またはケガにより、日本国内で先進医療（※）や臓器移植術を受けた場合に負担した費用等を補償します。
- 入院せず、外来で先進医療等を受けた場合も、お支払対象となります。

（※）先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html>）

三大疾病診断保険金

- 以下のいずれかに該当した場合に三大疾病診断保険金をお支払いします。
 - ・初めてがんと診断確定された場合
 - ・がんが新たな生じた場合
 - ・がんが完治後、再発、転移した場合
 - ・急性心筋こうそくまたは脳卒中を発病し、入院を開始した場合

抗がん剤治療保険金

- 「がん」と診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、6 0 か月を限度として、抗がん剤治療保険金をお支払いします。

※基本補償（がん）にご加入いただいた方のみご加入いただけます。

< 保険金額と（月払）保険料 >

型コード 保険金		D1 がん診断保険金 50 万円	D2 がん外来治療保険金 2,000 円／日	D3 先進医療等費用 500 万円	D4 三大疾病診断保険金 50 万円	D5 抗がん剤治療保険金 5 万円
ご加入年齢	満 0～24 歳	40 円	10 円	40 円	10 円	20 円
	満 25～29 歳	40 円	10 円		40 円	70 円
	満 30～34 歳	70 円	20 円		80 円	110 円
	満 35～39 歳	100 円	20 円		140 円	170 円
	満 40～44 歳	140 円	30 円		240 円	290 円
	満 45～49 歳	270 円	50 円		380 円	430 円
	満 50～54 歳	430 円	70 円		560 円	540 円
	満 55～59 歳	600 円	100 円		850 円	760 円
	満 60～64 歳	800 円	170 円		1,230 円	1,070 円
	満 65～69 歳	1,190 円	220 円		1,680 円	1,430 円
	満 70～74 歳	（継続のみ）1,460 円	（継続のみ）270 円	（継続のみ）40 円	（継続のみ）2,410 円	（継続のみ）1,940 円
	満 75～79 歳	（継続のみ）1,690 円	（継続のみ）340 円		（継続のみ）3,130 円	（継続のみ）2,230 円
	満 80～84 歳	（継続のみ）1,750 円	（継続のみ）440 円		（継続のみ）3,800 円	（継続のみ）2,360 円
	満 85～89 歳	（継続のみ）1,790 円	（継続のみ）530 円		（継続のみ）4,690 円	（継続のみ）2,470 円

（保険期間：1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、月払）

加入資格

次の加入資格を満たし、「健康状態告知書」に告知する内容が引受条件に合致する方。

【加入対象者】 オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

※満89歳まで継続加入いただくことができます。

※退職後は満69歳まで新規加入いただくことができます。

※なお、次年度以降、継続条件が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

【被保険者】 ①オムロングループの社員 ②①の配偶者 ③①または②の同居のご家族

※加入した被保険者ご本人のみが保険の対象となります。

※ご家族の加入は、オムロングループ社員ご本人の加入がある場合にかぎります。

※保険期間中でも、加入対象者が亡くなられた場合は、ご家族も脱退となります。

その他

< 税法上の取扱いについて >

- お払い込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。（2024年12月現在）
- 入院保険金、手術保険金とも非課税です。

< 保険料について >

- 保険料は、保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は中途加入日時点）とします。
- 上記保険料は、前年のご加入者数、保険金のお支払状況により決定した団体割引20%および過去の損害率による割引10%を適用した保険料となっております。次年度以降、割増引率が変わる場合がありますのであらかじめご了承ください。
なお、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

< 告知の大切さについて >

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

あなたの保険料は？

【基本補償】 ～どちらか1つの補償でも可～

病気・ケガ DY30,50,80	がん DZ05,30
円	円

+

【オプション補償】 ～基本補償の加入者のみご契約いただけます～

がん診断保険金 D1	がん外来治療保険金 D2	先進医療等費用 D3	三大疾病診断保険金 D4
円	円	円	円

+

※基本補償（がん）DZ05の方は
ご契約いただけません。

～基本補償（がん）の加入者のみご契約いただけます～

抗がん剤治療保険金 D5
円

=

合計保険料（月払）
円

団体介護保険(1年更新型)

(医療保険基本特約等セット団体総合保険)



【保険期間】 2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで1年間

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容

本人 介護一時金支払特約



- 公的介護保険制度における要介護状態区分の要介護2から5に該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※)に該当し90日を超えて継続した場合に一時金100万円をお支払いします。

(※) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

親御さま 親孝行一時金支払特約



- ご加入された親御さまが、公的介護保険制度における要介護状態区分において、要介護2から5に認定され、その状態が90日を超えて続いたときに一時金100万円をお支払いします。

< 保険金額と(年払)保険料 >

型コード		DW01
保険金		介護一時金 100万円
本人 ご加入年齢	満 0～24 歳	80 円
	満 25～29 歳	80 円
	満 30～34 歳	80 円
	満 35～39 歳	80 円
	満 40～44 歳	180 円
	満 45～49 歳	430 円
	満 50～54 歳	860 円
	満 55～59 歳	1,800 円
	満 60～64 歳	3,600 円
	満 65～69 歳	6,170 円
	満 70～74 歳	(継続のみ) 13,100 円
	満 75～79 歳	(継続のみ) 27,490 円
	満 80～84 歳	—
	満 85～89 歳	—

(保険期間：1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%)

型コード		DX01
保険金		親孝行一時金 100万円
親御さま ご加入年齢	満 0～24 歳	—
	満 25～29 歳	—
	満 30～34 歳	—
	満 35～39 歳	—
	満 40～44 歳	150 円
	満 45～49 歳	290 円
	満 50～54 歳	580 円
	満 55～59 歳	1,160 円
	満 60～64 歳	2,380 円
	満 65～69 歳	5,190 円
	満 70～74 歳	11,020 円
	満 75～79 歳	23,120 円
	満 80～84 歳	(継続のみ) 46,520 円
	満 85～89 歳	(継続のみ) 86,840 円

(保険期間：1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%)

加入資格

次の加入資格を満たし、「健康状態告知書」に告知する内容が引受条件に合致する方。

【加入対象者】 オムロングループの社員(ただし、パート・アルバイト社員は除きます。)

※退職後は満69歳まで新規加入いただくことができます。(継続加入は満79歳まで)

【被保険者】 <介護一時金支払特約> ①オムロングループの社員 ②①の配偶者 ③①または②の同居のご家族

※加入した被保険者ご本人のみが保険の対象となります。

※ご家族の加入は、オムロングループ社員ご本人の加入がある場合にかぎります。

※保険期間中でも、加入対象者が亡くなられた場合は、ご家族も脱退となります。

<親孝行一時金支払特約> 加入時にご指定いただいた加入対象者の親が保険の対象となります。

※親孝行一時金支払特約は満79歳まで新規加入いただくことができます。

(継続加入は満89歳まで)

※保険期間中でも、加入対象者が亡くなられた場合は、ご家族も脱退となります。

< 税法上の取扱いについて >

- お払い込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。（2024年12月現在）

< 保険料について >

- 保険料は、保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は中途加入日時点）とします。
- 親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
- 上記保険料は、前年のご加入者数、保険金のお支払状況により決定した団体割引20%および過去の損害率による割引10%を適用した保険料となっております。次年度以降、割増引率が変わる場合がありますのであらかじめご了承ください。
なお、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

< 告知の大切さについて >

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。



「SOMPO笑顔倶楽部」は、
介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービスです。

- MC I（軽度認知障害）の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。

SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。 認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の 予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。（※）
介護に関する サービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。（※）

（※）パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

- （注1）「SOMPO笑顔倶楽部」は、サービス利用時点における「団体介護保険」の加入者さま、被保険者さま、およびそのご家族の方がご利用できます。
- （注2）「SOMPO笑顔倶楽部」は、お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- （注3）「SOMPO笑顔倶楽部」は、損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
- （注4）「SOMPO笑顔倶楽部」のサービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
- （注5）サービスは、2024年12月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。
- （注6）サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。

「SOMPO笑顔倶楽部」のご利用方法は、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

団体傷害保険 個人型

(傷害総合保険)



【保険期間】 2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで1年間

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

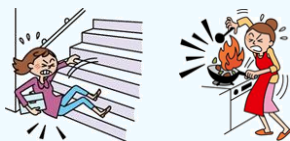
保険料は被保険者ご本人（加入依頼書の被保険者ご本人欄に記載される方）の職種によって異なります。パンフレットは職種級別A級の方〔事務職、営業職、販売職、管理職（現場作業に従事しない方）、電気機械製造職、弁護士、医師、教員、主婦、学生、無職の方など〕の保険料です（オムロングループの95%以上の方が該当します。）。これらの職種以外の方は、保険料が異なる場合がありますのでOLIまでご連絡ください。

補償内容

ケガの補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により生じたケガに対し、保険金をお支払いします。

<家庭や職場での事故>



- 階段を踏みはずしてケガをし入院した。
- 料理中にヤケドをし通院した。

<レジャーやスポーツ中の事故>



- 転倒してケガをし通院した。

<交通事故など*>



- 車にはねられてケガをし後遺障害が生じた。
- バイクで転倒してケガをし入院して手術した。

*「交通事故など」とは次のものをいいます。

- 乗物（自動車・電車・航空機など）に乗っている間のケガ
- 駅の改札口を入ってから出るまでの間のケガ
- 乗物にひかれたり、はねられた場合のケガ など

< 保険金額と（月払）保険料 >

型コード		DA01
保険金額	死亡・後遺障害	270 万円
	入院 保険金日額	2,700 円
	通院 保険金日額	1,300 円
1口（月払）保険料 （加入限度 お1人5口まで）		700 円

- このプランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。
詳しくは P.11 <■ 手術保険金> をご参照ください。

※加入対象者が加入されないかぎり、ご家族はご加入いただけません。
※ご家族の口数は、加入対象者の口数を超えることはできません。

（保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット）

■ 死亡保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

■ 後遺障害保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

■ 入院保険金

事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
〈入院保険金日額〉×〈入院日数（180日限度）〉 ※入院保険金支払限度日数変更特約（180日）がセットされています。

■手術保険金

事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、
<入院中に受けた手術の場合> 入院保険金日額の10倍 **<外来で受けた手術の場合> 入院保険金日額の5倍**
の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。

※以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

②先進医療に該当する手術

※先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

■通院保険金

事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。

ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

<通院保険金日額> × <通院日数（事故発生日からその日を含めて1,000日以内の90日限度）>

（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

（※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。

（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

【ご注意】 ※上記記載のケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

※これらの保険金は政府労災保険・健康保険・加害者などからの賠償等とは関係なくお支払いします。

加入資格

【加入対象者】 オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

【被保険者】 ①オムロングループの社員 ②①の配偶者 ③①または②の同居のご家族

※加入した被保険者ご本人のみが保険の対象となります。

※ご家族の加入は、オムロングループ社員ご本人の加入がある場合にかぎります。

その他

< 保険金をお支払いできない主な場合（ケガの補償）について >

- 故意または重大な過失
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛など医学的他覚所見のないもの
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故

など



オムロングループ内での最近の保険金お支払例 身近なところで事故が発生しています！！

✓ 過去1年間でグループ団体傷害保険で 29件 約115.7万円の保険金のお支払いがありました。

✓ 事故例 スポーツ中に骨折。（通院）31万円

自宅内で転倒。（通院）11.7万円

団体傷害保険 個人型 携行品補償付

「団体傷害保険 個人型」に、携行品補償をプラスした商品です。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容

ケガの補償については、P.10 をご参照ください。

携行品の補償

自宅外で携行されていた身の回り品に偶然な事故によって損害が生じた場合、その再調達価額に基づき算定した額を保険金としてお支払いします。

- * 1事故につき3,000円を自己負担していただきます。
- * 保険期間を通じて、携行品損害保険金額を限度とします。



- ゴルフクラブを破損した。
- カメラを落として破損した。

【携行品の範囲】 被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品

< 保険金額と（月払）保険料 >

型コード		DA10
保険金額	死亡・後遺障害	270 万円
	入院 保険金日額	2,700 円
	通院 保険金日額	1,300 円
	携行品損害 (自己負担額1事故 3,000 円)	10 万円
1口の（月払）保険料 (加入限度 お1人1口まで)		760 円

- このプランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。
詳しくは P.11 < ■手術保険金 > をご参照ください。

※ケガの補償と携行品の補償の合計保険料です。
※加入対象者が加入されないかぎり、ご家族はご加入いただけません。

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット)

■「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。。

※乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。

■保険の対象とならないもの

- 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器
- 動物、植物等の生物
- 自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品
- 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- 漁具
- 預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物
- クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品

など

< 保険金をお支払いできない主な場合（携行品の補償）について >

- 故意または重大な過失
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 欠陥
- 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食いなど
- 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれなど
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故
- 置き忘れ（※）または紛失
- 楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損

など

（※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

団体傷害保険 家族型

(傷害総合保険)



【保険期間】 2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで1年間

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険料は被保険者ご本人（加入依頼書の被保険者ご本人欄に記載される方）の職種によって異なります。パンフレットは職種級別A級の方〔事務職、営業職、販売職、管理職（現場作業に従事しない方）、電気機械製造職、弁護士、医師、教員、主婦、学生、無職の方など〕の保険料です（オムロングループの95%以上の方が該当します。）。これらの職種以外の方は、保険料が異なる場合がありますのでOLIまでご連絡ください。

補償内容

ケガの補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により生じたケガに対し、保険金をお支払いします。

<家庭や職場での事故>



- 階段を踏みはずしてケガをし入院した。
- 料理中にヤケドをし通院した。

<レジャーやスポーツ中の事故>



- 転倒してケガをし通院した。

<交通事故など*>



- 車にはねられてケガをし後遺障害が生じた。
- バイクで転倒してケガをし入院して手術した。

*「交通事故など」とは次のものをいいます。

- 乗物（自動車・電車・航空機など）に乗っている間のケガ
- 駅の改札口に入ってから出るまでの間のケガ
- 乗物にひかれたり、はねられた場合のケガ など

賠償責任の補償

日本国内・国外を問わず、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。

（賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。）



（注）2023年4月1日より

ヘルメットの着用が努力義務となりました。

- 自転車で歩行人にケガをさせた。
- 飼い犬が他人に噛み付いた。
- 子供が車のガラスを割った。
- 水漏れで階下の家に損害を与えた。

賠償事故の示談交渉サービス

個人賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故（日本国内において発生した事故にかぎります。）により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

< 保険金額と（月払）保険料 >

- このプランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。詳しくは「手術保険金」をご覧ください。
- ご家族の範囲はケガ・損害の原因となった事故発生時のものをいいます。

型コード				DB01	DB02	DB03	DB04	DB05
保 険 金 額	ケ ガ の 補 償	ご本人	死亡・後遺障害	100 万円	180 万円	270 万円	480 万円	560 万円
			入院 保険金日額	1,500 円	3,600 円	5,000 円	7,100 円	8,000 円
			通院 保険金日額	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円
		配偶者	死亡・後遺障害	80 万円	130 万円	180 万円	360 万円	400 万円
			入院 保険金日額	1,000 円	1,800 円	2,800 円	4,000 円	5,100 円
			通院 保険金日額	400 円	1,100 円	1,800 円	2,300 円	2,900 円
		その他の ご親族	死亡・後遺障害	40 万円	110 万円	170 万円	190 万円	280 万円
			入院 保険金日額	700 円	1,500 円	2,100 円	2,900 円	3,800 円
			通院 保険金日額	400 円	900 円	1,500 円	1,700 円	2,300 円
	個人賠償責任			1 億円				
	(月払) 保険料			1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円

（保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット）

< ケガの補償 >

■死亡保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

■後遺障害保険金

事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

■入院保険金

事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
〈入院保険金日額〉×〈入院日数（180日限度）〉 ※入院保険金支払限度日数変更特約（180日）がセットされています。

■手術保険金

事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、
〈入院中に受けた手術の場合〉入院保険金日額の10倍 〈外来で受けた手術の場合〉入院保険金日額の5倍
の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。
※以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
- ②先進医療に該当する手術
※先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

■通院保険金

事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。
ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
〈通院保険金日額〉×〈通院日数（事故発生日からその日を含めて1,000日以内の90日限度）〉

- （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。
（※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。
- （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

【ご注意】 ※上記のケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
※これらの保険金は政府労災保険・健康保険・加害者などからの賠償等とは関係なくお支払いします。

< 賠償責任の補償 >

■1事故につき個人賠償責任保険金額を限度としてお支払いします。（1事故 1億円まで）

- 被害者に支払う損害賠償金
- 裁判費用、弁護士費用 など

注1) 上記に該当する場合でも、事故の原因や状況により保険金をお支払いできない場合があります。特に自動車、バイク、船による損害賠償は補償できませんのでご注意ください。

注2) 事故が発生した場合、ただちにO L I または損保ジャパンに連絡のうえ、事故の処理・示談内容についてご相談ください。

※補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

加入資格

【加入対象者】 オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

【被保険者ご本人となりうる方】 ①オムロングループの社員 ②①の配偶者 ③①または②の同居のご家族

※被保険者ご本人の加入により、被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。

その他

< 保険金をお支払いできない主な場合について >

【ケガの補償】

- 故意または重大な過失
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛など医学的他覚所見のないもの

など

【賠償責任の補償】

- 故意
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車などの車両（・主たる原動力が人力であるもの・ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート・身体障がい者用の車および歩行補助車で、原動機を用いるもの・移動用小型車および遠隔操作型小型車を除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害
 - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ（保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取

など

団体傷害保険 家族型 携行品補償付

「団体傷害保険 家族型」に、携行品補償をプラスした商品です。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容

ケガの補償については、P.14 をご参照ください。

携行品の補償

自宅外で携行されていた身の回り品に偶然な事故によって損害が生じた場合、その再調達価額に基づき算定した額を保険金としてお支払いします。

- * 1事故につき3,000円を自己負担していただきます。
- * 保険期間を通じて、携行品損害保険金額を限度とします。



● ゴルフクラブを破損した。



● カメラを落として破損した。

【携行品の範囲】 被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品

< 保険金額と（月払）保険料 >

型コード				DB10
保 険 金 額	ケ ガ の 補 償	ご本人	死亡・後遺障害	100 万円
			入院 保険金日額	1,500 円
			通院 保険金日額	1,000 円
		配偶者	死亡・後遺障害	80 万円
			入院 保険金日額	1,000 円
			通院 保険金日額	400 円
		その他の ご親族	死亡・後遺障害	40 万円
			入院 保険金日額	700 円
			通院 保険金日額	400 円
	個人賠償責任			1 億円
携行品損害 (自己負担額1事故 3,000 円)			10 万円	
(月払) 保険料			1,100 円	

●このプランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。
詳しくは P.15 < ■手術保険金 > をご参照ください。

※ケガの補償、賠償責任の補償と携行品の補償の合計保険料です。

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット)

■「再調達価額」、「保険の対象とならないもの」については P.12 < 団体傷害保険個人型 > をご参照ください。

その他

「補償内容（ケガの補償、賠償責任の補償）」、「保険金をお支払いできない主な場合について（ケガの補償、賠償責任の補償）」は団体傷害保険家族型（P.14～P.16）と同じです。

個人賠償責任プラス

(交通傷害危険のみ補償特約・個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険)



【保険期間】 2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで1年間

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容

賠償責任の補償

日本国内・国外を問わず、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。
(賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。)



(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

- 自転車で通行人にケガをさせた。
- 子供が車のガラスを割った。
- 水漏れで階下の家に損害を与えた。
- 飼い犬が他人に噛み付いた。

ケガの補償

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

- 自転車で転んで後遺障害状態となった。
- 車にはねられて死亡した。
- 飛行機事故により死亡した。

賠償事故の示談交渉サービス

個人賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故（日本国内において発生した事故にかぎります。）により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

< 保険金額と（年払）保険料 >

型コード		DC01
保険金額	個人賠償責任	1 億円
	死亡・後遺障害 (交通傷害危険のみ)	100 万円
(年払) 保険料		1,660 円

(保険期間1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、交通傷害危険のみ補償特約セット)

< 賠償責任の補償 >

■ 1事故につき個人賠償責任保険金額を限度としてお支払いします。(1事故 1 億円まで)

- 被害者に支払う損害賠償金
- 裁判費用、弁護士費用 など

注1) 上記に該当する場合でも、事故の原因や状況により保険金をお支払いできない場合があります。特に自動車、バイク、船による損害賠償は補償できませんのでご注意ください。

注2) 事故が発生した場合、ただちに O L I または損保ジャパンに連絡のうえ、事故の処理・示談内容についてご相談ください。

※補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

- (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

< ケガの補償 >

- **死亡保険金** 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- **後遺障害保険金** 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

加入資格

【加入対象者】 オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

【被保険者】 オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

【賠償責任の補償】

- ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【ケガの補償】

被保険者本人のみが保険の対象となります。

その他

< 保険金をお支払いできない主な場合について >

【賠償責任の補償】

- 故意
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車などの車両（・主たる原動力が人力であるもの・ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート・身体障がい者用の車および歩行補助車で、原動機を用いるもの・移動用小型車および遠隔操作型小型車を除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害
 - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故・置き忘れ（保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。）または紛失・詐欺または横領・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取

など

【ケガの補償】

- 故意または重大な過失
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛など医学的他覚所見のないもの

など

団体ゴルファー保険

(ゴルフ中のみの傷害危険補償特約等セット傷害総合保険)



【保険期間】 2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで1年間

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容

ゴルファーのための補償

ゴルフ中のケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院補償、ゴルフ中の賠償、ゴルフ用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用を補償します。



●ゴルフクラブを破損した。



●ゴルフプレー中に他人にケガをさせた。
●ゴルフプレー中にケガをして通院した。



●ホールインワンを達成した。

賠償事故の示談交渉サービス

ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

< 保険金額と（年払）保険料 >

型コード		GA	GAN	GB	GBN	GC	GCN	GD	GDN	
保険金額	ゴルフ中の賠償責任	5,000 万円	－	8,000 万円	－	1 億円	－	1.5 億円	－	
	ゴルファー自身の傷害	死亡	200 万円		410 万円		630 万円		1,000 万円	
		後遺障害	上記金額の 4～100 %							
		入院日額	3,000 円		6,150 円		9,450 円		15,000 円	
		手術	外来：入院日額の 5倍 / 入院：入院日額の 10倍							
		通院日額	2,000 円		4,100 円		6,300 円		10,000 円	
	ゴルフ用品の損害	10 万円		15 万円		20 万円		30 万円		
	ホールインワン・アルバトロス費用	20 万円		30 万円		40 万円		50 万円		
（年払）保険料		3,360 円	3,190 円	5,190 円	5,010 円	7,040 円	6,860 円	9,420 円	9,230 円	

（保険期間1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、ゴルフ中のみの傷害危険補償特約セット）

< 賠償責任の補償 >

■賠償責任

ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した偶然な事故により、他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。

なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

< ケガの補償 >

■死亡保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

■後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

■入院保険金

入院された場合、入院日数に対し1,000 日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
〈入院保険金日額〉×〈入院日数（1,000日限度）〉

■手術保険金

ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、
〈入院中に受けた手術の場合〉入院保険金日額の10倍 〈外来で受けた手術の場合〉入院保険金日額の5倍
の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。

※以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

②先進医療に該当する手術

※先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。

■通院保険金

通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。

ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

〈通院保険金日額〉×〈通院日数（事故発生日からその日を含めて1,000日以内の90日限度）〉

(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

（※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。

(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

< ゴルフ用品 >

ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価（※）を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎりず。）

②ゴルフクラブの破損または曲損

（※）「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

（注）ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。

< ホールインワン・アルバトロス費用 >

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度に保険金をお支払いします。なお、「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。

加入資格

【加入対象者】 オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

【被保険者】 上記加入対象者にかぎりず。（被保険者本人のみが保険の対象となります。）

その他

< 保険金をお支払いできない主な場合について >

- 故意
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛など医学的他覚所見のないもの
- 自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害
- 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし以下のいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。
 - ・そのゴルフ場の使用人もしくは同伴競技者以外の第三者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合
 - ・会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合
 - ・ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能）が提出できる場合

など

弁護のちから

(弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険)



【保険期間】 2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで1年間

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

被保険者の範囲：被保険者ご本人

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

DD01型は①から⑤までの5つのトラブルを補償します。DD02型は①と②の2つのトラブルを補償します。

DD01型の場合

トラブルの当事者

被保険者ご本人・お子さま



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま（※1）が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者

被保険者ご本人



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

DD02型の場合

【対象となるトラブルの当事者】

＜被保険者ご本人が親権者の場合＞

被保険者ご本人またはお子さま（※）が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの当事者

被保険者ご本人・お子さま



複数のお子さまを補償の対象とすることが可能です。

（※）被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。

＜被保険者ご本人がお子さまの場合＞

被保険者ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの当事者

被保険者ご本人



お子さまが成人後も補償の対象となります。

①人格権侵害（※2）

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわれ、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停（※3）

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

（※1）被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。

（※2）人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

（※3）離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル

など

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。 国内補償（※）

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

保険金額（保険期間1年間につき）

通算 **300万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用 × (100% - 自己負担割合10%)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

保険金額（保険期間1年間につき）

通算 **10万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用 - 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

（※）日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

< 保険金額と（月払）保険料 >

型コード		DD01	DD02
保険金額		弁護士費用（自己負担割合 10 %）：通算 300万円限度 法律相談・書類作成費用（自己負担額 1,000円）：通算 10万円限度	
補償範囲	①人格権侵害	○	○
	②被害事故	○	○
	③借地・借家	○	×
	④遺産分割調停	○	×
	⑤離婚調停	○	×
（月払）保険料		620 円	260 円

（保険期間1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%）

■弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方の補償もご希望の場合は、別途ご加入いただく必要があります（配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。）。

加入資格

【加入対象者】 オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

【被保険者】 ①オムロングループの社員 ②①の配偶者 ③①または②の同居のご家族の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、DD01型に加入される方は、未成年者を除きます。

※ご家族の加入は、オムロングループ社員ご本人の加入がある場合にかぎります。

その他

< お支払事例（被害事故に関するトラブル） >

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**
着手金15万円、報酬金35万円



弁護士費用保険金のお支払い額
50万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **45万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

合計 45万9,000円 をお支払い

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

< 安心の付帯サービス >

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



★相談できる弁護士が身近にいても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

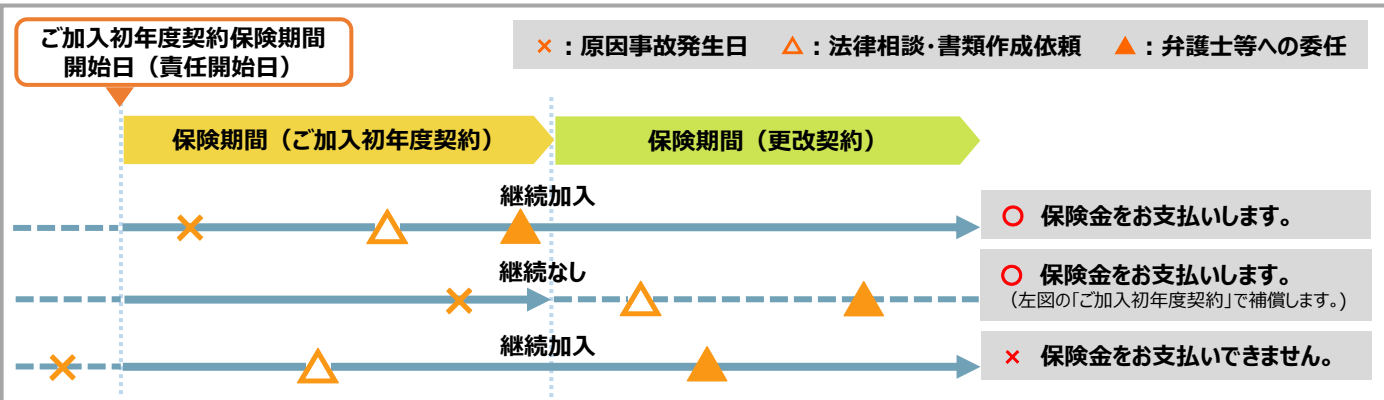
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。
「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】 24時間365日 0120-727-110

< 弁護士費用補償に関する保険責任について >

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

SOMPO

健康・生活サポートサービス

受付時間
24時間(365日)

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、オムロングループの「団体医療保険」「団体介護保険」「団体傷害保険」「個人賠償責任プラス」「弁護のちから」「団体ゴルフ保険」のいずれかにご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

健康・医療相談サービス	病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。
医療機関情報提供サービス	ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。
専門医相談サービス（予約制）	より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。
人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス	人間ドック 紹介・予約 全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。 PET検診 紹介・予約 がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。 郵送検査紹介 ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。
介護関連相談サービス	介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。
法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）	一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
メンタルヘルス相談サービス	臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。 【利用時間】 平日 9:00~22:00、土曜 10:00~20:00 ※日・祝日・年末年始（12/29~1/4）はお休みとさせていただきます。
メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス	ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。 【受付時間】24時間・365日

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎりませう。
- ※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

LINE で保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら … 工作中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

トーク画面から事故の連絡
〔 傷害保険のみ 〕

24時間いつでも連絡可能

専用アプリなどのインストール不要

事故のご連絡の際には「加入者番号」を
必ずご入力ください。

保険金請求までチャットで完結
〔 チャット : 全保険商品対応 〕
〔 保険金請求 : 傷害・医療 〕

チャットや画像で履歴が残るので（※1）
分かりやすい

書類の記入・郵送が不要（※2）

最短30分でお手続き完了



LINEの
保険金請求は
こちらから

- ※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。
- ※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。

積立式共済年金保険

拠出型企業年金保険〔個人年金保険料控除(税制適格型)〕

一斉募集の保険です。
募集(加入・変更)は年1回、
受付は募集期間中のみです。



ご加入には所定の条件があります。詳細は「加入資格」をご確認ください。
個人年金保険料控除の適用を受けるためには所定の条件があります。詳細は「税務上のお取り扱い」をご確認ください。

■加入（増額）日：2025年9月1日（ただし、半年払（賞与払）の掛金部分の加入（増額）日は2026年1月1日です。）

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。
・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 給付内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された掛金（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら



別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も保存等のうえ、大切に保管してください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。
- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者（被保険者）が負担された保険料は個人年金保険料控除の対象となります。（2024年10月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。）

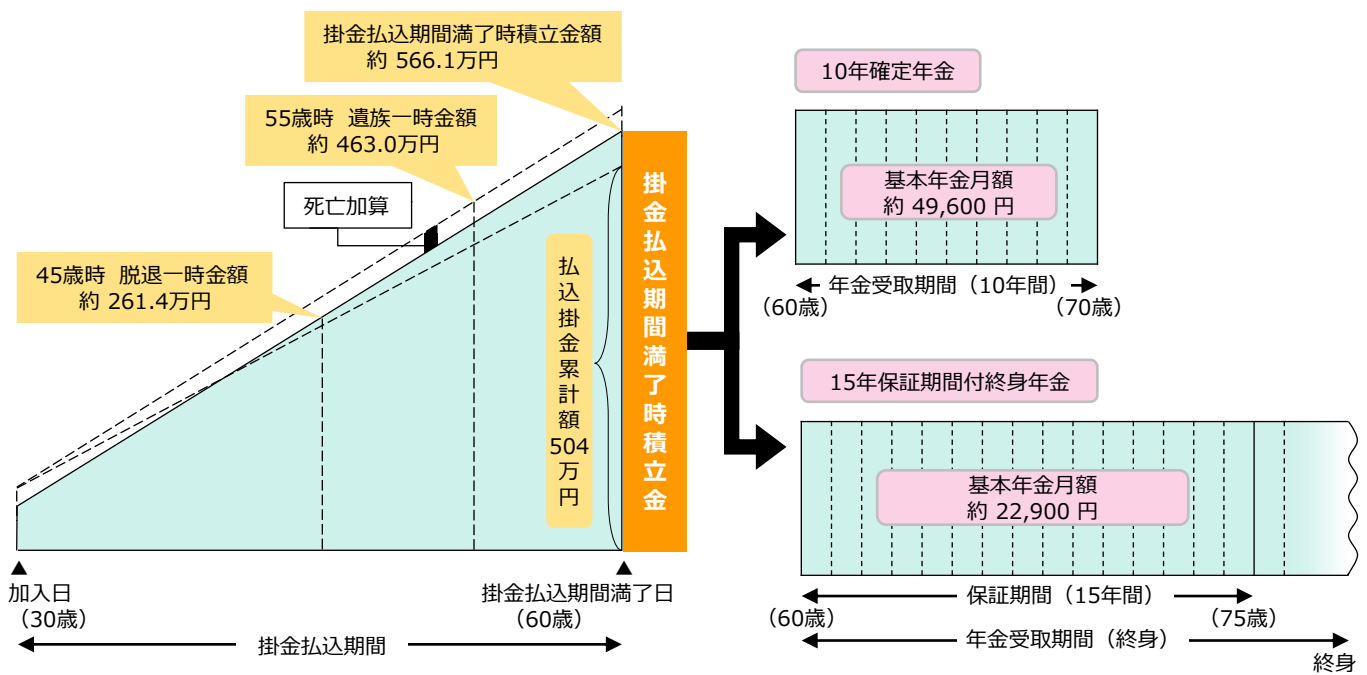
しくみ図

ご加入例		
ご加入年齢		30歳（男性）
掛金	月 払	9,000円（1口 3,000円で3口加入）
	半年払（賞与払）	30,000円（1口 10,000円で3口加入）
掛金払込期間満了年齢		満60歳

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

※ この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。



給付内容

【掛金払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。

10年確定年金、15年保証期間付終身年金

※ 中途退職の場合、年金受取開始日が満50歳以上かつ加入期間が10年以上の方は、15年保証期間付終身年金をお支払いします。（10年確定年金は選択いただけません。）

《10年確定年金》

- 年金受取期間中
 - ・10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
 - ・ご加入者（被保険者）が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

《15年保証期間付終身年金》

- 保証期間中
 - ・15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
 - ・ご加入者（被保険者）が死亡された場合
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
- 保証期間経過後
 - ・ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

- 年金の開始日は掛金払込期間満了日ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

【掛金払込期間中の給付内容】

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍、半年払（賞与払）掛金の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規加入や増額される場合、月払掛金部分の死亡加算は9月1日から、半年払（賞与払）掛金部分の死亡加算は1月1日から適用されます。

給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込掛金累計額（元本）を上回るには、一定の期間（下表の例の場合、月払7年間、半年払（賞与払）9年間）を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は＜当パンフレットに記載の給付額について＞をご確認ください。

月払1口3,000円加入の場合 (掛金払込期間満了年齢：満60歳)

積立期間	払込掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	10年確定年金 基本年金月額	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額	
		払込掛金累計額 到達年に枠囲み		男性	女性
1年	36,000円	約 35,000円	約 300円	約 100円	約 100円
2年	72,000円	約 70,400円	約 600円	約 200円	約 200円
3年	108,000円	約 106,000円	約 900円	約 400円	約 300円
4年	144,000円	約 142,100円	約 1,200円	約 500円	約 500円
5年	180,000円	約 178,400円	約 1,500円	約 700円	約 600円
6年	216,000円	約 215,100円	約 1,800円	約 800円	約 700円
7年	252,000円	約 252,100円	約 2,200円	約 1,000円	約 900円
8年	288,000円	約 289,500円	約 2,500円	約 1,100円	約 1,000円
9年	324,000円	約 327,200円	約 2,800円	約 1,300円	約 1,100円
10年	360,000円	約 365,300円	約 3,200円	約 1,400円	約 1,300円
15年	540,000円	約 561,600円	約 4,900円	約 2,200円	約 2,000円
20年	720,000円	約 768,300円	約 6,700円	約 3,100円	約 2,700円
25年	900,000円	約 986,200円	約 8,600円	約 4,000円	約 3,500円
30年	1,080,000円	約 1,216,000円	約 10,600円	約 4,900円	約 4,300円
35年	1,260,000円	約 1,458,500円	約 12,700円	約 5,900円	約 5,200円
38年	1,368,000円	約 1,610,300円	約 14,100円	約 6,500円	約 5,700円
40年	1,440,000円	約 1,714,400円	約 15,000円	約 6,900円	約 6,100円
42年	1,512,000円	約 1,820,700円	約 15,900円	約 7,300円	約 6,500円

半年払（賞与払）10口10万円加入の場合 (掛金払込期間満了年齢：満60歳)

積立期間	払込掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	10年確定年金 基本年金月額	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額	
		払込掛金累計額 到達年に枠囲み		男性	女性
1年	200,000円	約 193,400円	約 1,600円	約 700円	約 600円
2年	400,000円	約 388,600円	約 3,400円	約 1,500円	約 1,300円
3年	600,000円	約 585,600円	約 5,100円	約 2,300円	約 2,100円
4年	800,000円	約 784,400円	約 6,800円	約 3,100円	約 2,800円
5年	1,000,000円	約 985,000円	約 8,600円	約 4,000円	約 3,500円
6年	1,200,000円	約 1,187,500円	約 10,400円	約 4,800円	約 4,200円
7年	1,400,000円	約 1,391,900円	約 12,200円	約 5,600円	約 4,900円
8年	1,600,000円	約 1,598,200円	約 14,000円	約 6,400円	約 5,700円
9年	1,800,000円	約 1,806,500円	約 15,800円	約 7,300円	約 6,400円
10年	2,000,000円	約 2,016,700円	約 17,600円	約 8,100円	約 7,200円
11年	2,200,000円	約 2,228,900円	約 19,500円	約 9,000円	約 8,000円
15年	3,000,000円	約 3,099,900円	約 27,100円	約 12,500円	約 11,100円
20年	4,000,000円	約 4,240,700円	約 37,100円	約 17,200円	約 15,200円
25年	5,000,000円	約 5,443,200円	約 47,700円	約 22,100円	約 19,500円
30年	6,000,000円	約 6,711,500円	約 58,800円	約 27,200円	約 24,100円
35年	7,000,000円	約 8,049,700円	約 70,500円	約 32,700円	約 28,900円
38年	7,600,000円	約 8,887,900円	約 77,900円	約 36,100円	約 31,900円
40年	8,000,000円	約 9,462,000円	約 82,900円	約 38,400円	約 33,900円
42年	8,400,000円	約 10,048,700円	約 88,100円	約 40,800円	約 36,000円

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、その期間変動する可能性がございますので、ご注意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の（１）～（５）およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払 444口、半年払（賞与払）487口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）（2024年10月9日現在）、および引受割合（2024年10月9日現在）に基づき計算しております。
 - この保険契約における2024年9月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにされない場合もあります。
- 年度（2025年9月1日～2026年8月31日）途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。またこの保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間変動する可能性がございますので、ご注意ください。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が満2年以上あるオムロングループの役員・従業員の方。ただし、個人年金保険料控除を受けるためには、掛金払込期間満了日までの期間が10年以上あることが必要です。
- 掛金払込期間中に加入者（被保険者）が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

掛 金

- 月払 1口あたり 3,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。
- 半年払（賞与払） 1口あたり 10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。
- 掛金には1%の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。
- 掛金のご加入者（被保険者）負担です。
- 月払掛金は毎月の給与から控除します。（第1回目は9月給与から）
- 半年払（賞与払）掛金は年2回の賞与から控除します。（第1回目は12月賞与から）
- 半年払（賞与払）を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 掛金払込期間満了日：満60歳に達した日とします。

新規加入と掛金の増額・減額のお取扱い

- 毎年1回、9月に新規加入、掛金の増額・減額をお取扱いします。

※掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が満2年以上ある方にかぎります。
※掛金の減額は別表の事由に該当する場合にかぎります。ただし、月払1口・半年払（賞与払）1口を最低残すものとします。

別表	①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者（被保険者）が掛金の拠出に支障のある場合
----	---

受 取 人

- 年金（年金にかえての一時金を含む）、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。
- 遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（*）とします。
- （*）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配 当 金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。
- ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。

年金の繰延

- 1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、掛金のお払込みはお取扱いできません。

繰延制度を活用しよう！

退職後すぐに年金受取りの必要がない場合、最長10年まで年金の受取開始を繰延べて積立金額を増やすことができます。
退職時積立金額が「500万円」の場合の推移は・・・

《給付額試算表》

繰延期間	繰延期間満了時積立金額	
		制度活用による増加額
1 年	約 5,046,000 円	約 + 46,000 円
2 年	約 5,092,500 円	約 + 92,500 円
3 年	約 5,139,500 円	約 + 139,500 円
4 年	約 5,187,000 円	約 + 187,000 円
5 年	約 5,234,500 円	約 + 234,500 円

- 上記の数値は、一定の前提条件のもと試算した結果であり、将来の受取額をお約束するものではありません。
- ※ 試算の前提については、P.28 の〈当パンフレットに記載の給付額について〉をご参照ください。

税務上のお取扱い

保険料・・・掛金のうち制度運営費を除く部分

- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。
 - 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年未満の場合、ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となりませんが、一般生命保険料控除の対象となります。
 - 制度運営費については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象ではありません。
- ※ 当積立式共済年金保険以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立式共済年金保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
- ※ 2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立式共済年金保険は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
- ① 旧契約のみで控除額を計算
 - ② 新契約のみで控除額を計算
 - ③ 旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

年金・一時金

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

年 金	（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 $\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}})$
脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金	一時所得として所得税および住民税の課税対象です。 $\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円} \times) \times 1/2$ * 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。
遺族一時金	相続税の課税対象です。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、2024年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度はオムロン株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合（2024年10月9日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	日本生命保険相互会社（61%）（事務幹事会社） 明治安田生命保険相互会社（27%） 住友生命保険相互会社（6%） 第一生命保険株式会社（6%）
--------	---

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

- この保険契約は、オムロン株式会社（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（オムロンエクスパートリンク株式会社を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

お申し込み手続き

- 新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、専用webサイトでお手続きください。
- 新規加入されない方は、お手続きは不要です。
- 加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、裏表紙の団体保険窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく裏表紙の日本生命窓口までご連絡ください。）

■「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本－企－2024－454－11984－M（R6.12.5）

お問合せ先

団体保険窓口 OLI保険	●オムロン エキスパートリンク株式会社 サステナブルサイトサービスセンタ 第1エキスパートサービス部 リスクマネジメントグループ 〒600-8234 京都市下京区塩小路通堀川東入 オムロン京都センタービル内 T E L : 0120-706-006 F A X : 075-344-7267 【電話受付時間 平日 10:00 ~ 15:00】	ご相談・お申込み
団体医療保険 団体介護保険 団体傷害保険 個人型・家族型 個人賠償責任プラス 弁護のちから 団体ゴルフ保険 損保ジャパン	●損害保険ジャパン株式会社 関西企業営業部 京都企業営業課 T E L : 050-3788-7825 F A X : 075-223-2317 【受付時間 平日 9:00 ~ 17:00】 <u>保険金請求は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。</u> 【事故サポートセンター】 0 1 2 0 - 7 2 7 - 1 1 0 (受付時間：24時間365日)	お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、上記の団体保険窓口までお問合せください。 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、左記の損保ジャパン窓口までご連絡ください。)
積立式共済年金保険 日本生命	●日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 T E L : 0120-383-616 (通話料無料) ※お問合せの際には、記号証券番号 (970-99063) をお知らせください。 【受付時間 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝日・12/31 ~ 1/3 を除く。)】	ご照会・苦情につきましては、上記の団体保険窓口までお問合せください。 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、左記の日本生命窓口までご連絡ください。)